

薔薇の樹苑 第1号通所事業 利用料金（自治体の定める基準によるもの）

（1）福岡市・春日市に住所地のあるご利用者の場合

① 第1号通所事業【国基準】

（ア）基本サービス料金

| 要介護度             | 基本単位          | 地域加算  | 利用者負担金            |                   |                    |
|------------------|---------------|-------|-------------------|-------------------|--------------------|
|                  |               |       | 1割                | 2割                | 3割                 |
| 要支援1<br>（週1回程度）  | 1,798<br>単位/月 | 10.45 | 1,870円<br>（1月につき） | 3,758円<br>（1月につき） | 5,637円<br>（1月につき）  |
| 要支援2<br>（週2回程度）  | 3,621<br>単位/月 |       | 3,784円<br>（1月につき） | 7,568円<br>（1月につき） | 11,352円<br>（1月につき） |
| 要支援1<br>（月1回～4回） | 436<br>単位/日   |       | 456円<br>（1日につき）   | 911円<br>（1日につき）   | 1,367円<br>（1日につき）  |
| 要支援2<br>（月1回～8回） | 447<br>単位/日   |       | 467円<br>（1日につき）   | 934円<br>（1日につき）   | 1,401円<br>（1日につき）  |

（イ）サービス提供体制強化加算Ⅱ（1） 72単位（76～226円）加算 ※要支援1

サービス提供体制強化加算Ⅱ（2） 144単位（151～452円）加算 ※要支援2

（ウ）科学的介護推進体制加算 40単位/月（42～126円）加算

※利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.45円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。また、（ア）～（オ）の基本単位、加算に関しては、1ヶ月あたりの単位数となります。

（エ）介護職員処遇改善加算Ⅰ

…（ア）～（ウ）の必要単位数の合計に1000分の59を乗じた数値（5.9%）が加算されます。

（オ）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

…（ア）～（ウ）の必要単位数の合計に1000分の12を乗じた数値（1.2%）が加算されます。

（カ）介護職員等ベースアップ等支援加算

…（ア）～（ウ）の必要単位数の合計に1000分の11を乗じた数値（1.1%）が加算されます。

②その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

|                              |                      |            |
|------------------------------|----------------------|------------|
| 食事代（昼食）                      | 1食毎                  | 600円       |
| 延長食（夕食）                      |                      | 500円       |
| 通常事業の実施地域以外の<br>地域に係る送迎の追加費用 | 事業所から<br>片道1kmを超える毎に | 20円（往復）    |
| オムツ代                         | 1枚毎                  | 実費（200円程度） |

※その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

(2) 福岡市・春日市以外の市町村に住所地のあるご利用者の場合

各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業の設定単位に基づいて計算します。

(3) 加算説明事項

| 加 算 項 目   | 加 算 条 件  |
|---|--|
| 科学的介護推進体制加算   | 利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで認められる加算。 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                       | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に認められる加算。   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）<br>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）<br>介護職員等ベースアップ等支援加算 | 介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算。  |